第１号様式（第８条関係）

年　　月　　日

　高知市長　　　　　様

住　　所

申請者　フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　　　（※）

　　（※）本人が手書きしない場合は，記名押印してください。

電　　話（　　 　）　 　─

補助金交付申請書

　　　　年度高知市浄化槽設置費補助金の交付を受けたいので，高知市浄化槽設置費補助金交付要綱第８条の規

定により，関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。なお，本申請に係る調査のため，敷地内への立入りについて同意します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 設置場所の地名地番 | 高知市 | |
| ２ | 設置する浄化槽 | 人槽規模 | 人槽 |
| 名称及び型式 |  |
| ３ | 補助金交付申請額 | 金　　　　　　　　　　円 | |
| ４ | 補助対象経費 | 金　　　　　　　　　　円 | |
| ５ | 浄化槽を設置する 住宅の所有者 | □　申請者本人（共有名義の場合を含む。）  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| ６ | 工事区分 | □　既存単独処理浄化槽　□　くみ取便所  □　撤去工事　□　第４条第１項第２号又は第３号に係る工事 | |
| ７ | 浄化槽工事予定期間 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 | |
| ８ | 浄化槽工事業者 | 所在地  名称　　　　　　　　（浄化槽設備士名　　　　　　） | |
| 誓約書 | | | |
| 裏面記載の高知市浄化槽設置費補助金の交付の条件等について，よく読んで理解し, 関係法令等を遵守し，設置する浄化槽について，指定検査機関の行う水質に関する検査（法定検査），保守点検及び清掃を毎年実施します。また，高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第４条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。    年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所  氏　　名　　　　　　　　　　　（※）  （※）本人が手書きしない場合は，記名押印してください。 | | | |

（裏面有り）

高知市浄化槽設置費補助金の交付の条件等について

　⑴　この補助金は，補助金交付決定通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。

　⑵　高知市浄化槽設置費補助金交付要綱を遵守すること。

⑶　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（以下「規則」）第４条各号に掲げる者でないこと。また，契約の相手方とする等，当該者を利することとなる行為をしてはならない。

　⑷　補助決定者は，補助金交付決定通知書に記載の日までに工事を完了しなければならない。

　⑸　変更承認等

　　ア　補助決定者は，申請内容を変更しようとするとき，補助事業を中止し，若しくは廃止しようとするとき又は申請を取り下げようとするときは，あらかじめその旨を市長に申請し，又は届け出なければならない。

　　イ　補助決定者は，補助事業に係る浄化槽設置工事が予定の期間内に完了しないとき又は当該工事を行うことが困難となったときは，速やかにそれらの状況及び理由を市長に報告し，その指示を受けなければならない。

⑹　実績報告

　　　補助決定者は，浄化槽設置工事の完了後１か月以内又は補助金の交付決定の日の属する年度の３月10日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

⑺　維持管理

　　工事完了後，設置した浄化槽については，浄化槽法に基づき適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検

査）がなされなければならない。

　⑻　監査等

　　　この補助金の使途については，本市職員が調査し，又は監査委員が監査することがある。

　⑼　補助金の交付決定の取消し及び返還

補助決定者が次のいずれかに該当したときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し，返還となる場合がある。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　規則第４条各号のいずれかに該当することとなったとき。

ウ　補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

エ　補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

オ　補助事業を中止又は廃止したとき。

カ　アからオまでに掲げるもののほか，補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他高知市浄化槽設置費補助金交付要綱に基づく命令に違反したとき。

添付書類

　⑴　□審査期間を経過した浄化槽設置届出書（浄化槽法によるもの）

　⑵　□設置場所の案内図　□浄化槽設置配管計画図

　⑶　□全浄協による登録証の写し　□登録浄化槽管理票Ｃ票

　⑷　□浄化槽設置工事費見積明細書

　　（□浄化槽設置工事　□配管工事　□既存単独処理浄化槽又はくみ取便所撤去工事）

　⑸　□浄化槽設置工事請負契約書の写し

　⑹　□浄化槽工事業の登録証（又は特定工事業の届出書）　□浄化槽設備士の免状の写し

　　（□当該書類が事前に提出されている場合は，不要）

　⑺　□浄化槽法定検査申込書の写し

　⑻　□市税及び県税の納税証明書

　⑼　□既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の配置図，配管図及び現況写真

　⑽ □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）